

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 ホームページ広告掲載規程

2012年1月21日制定

2016年3月19日改正

一般社団法人兵庫県社会福祉士会のホームページ広告を掲載する場合の取り扱いについて次のとおり定める。

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という）のホームページに掲載するバナー広告に関する掲載基準等を定め、会員、一般県民に広く情報発信することにより、本会の社会的責任を果たし、かつ、広告料を得ることにより、本会の財政に寄与するものとする。

(広告掲載基準)

第2条

広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、公共性及び品位を損なう恐れがないものとし、以下の内容に該当する場合は、その広告を掲載しない。

- ・政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ・社会問題についての主義・主張
- ・誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・第三者への誹謗中傷の恐れのあるもの
- ・第三者の著作権・財産権・プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- ・法令・規則等に反するもの
- ・求人広告に関するもの
- ・青少年の健全な育成に反する恐れのあるもの
- ・貸金業に関するもの
- ・その他掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(情報内容の責任の所在)

第3条

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の可否の判断)

第4条

掲載の可否の決定権は本会にあるものとし、本会が掲載することが不相当と判断した場合は、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(規程の運用)

第5条 規程の一切の運用及び解釈は、本会が行う。

2 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、規程の運用を予告なしに変更できるものとする。

(免責事項)

第6条

広告掲載に関する免責事項は、別に定めるバナー広告募集要項に記載する。

(広告掲載期間および手数料等)

第7条

広告の掲載期間および手数料等は次の通りとする。

(1) 広告掲載期間は、各年度4月1日～3月31日とする。

(2) 広告手数料は、1年間 ¥10000 とする。

(広告掲載申込から広告掲載までの流れ)

第8条

広告掲載申込から広告掲載までの流れは、別に定めるバナー広告募集要項に記載する。

(広告主の責務)

第9条

広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。また、広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(規程の変更)

第10条

本規程の変更は、広報委員会で審議し、理事会の承認において変更するものとする。

付則

本規程は2012年1月21日に制定し、発効する。

付則

本規程は2016年3月19日から施行する。